

- 金融リテラシー向上を促す取組みについて**
- 「インサイダー取引規制に関するQ & A」改訂を踏まえて -



金 融 庁

「インサイダー取引規制に関するQ&A」改訂の背景

インサイダー取引規制の趣旨

証券市場の公正性・健全性及びこれらに対する投資家の信頼を保護するため、インサイダー取引を禁止

インサイダー取引規制に関する指摘

- 株取引や投資信託・ETF等は安定的な資産形成の観点から有効に活用されるべきもの
- 規制内容が正確に知られていないことや社内規則の定め方により、問題のない取引まで、必要以上に控えられているのではないか



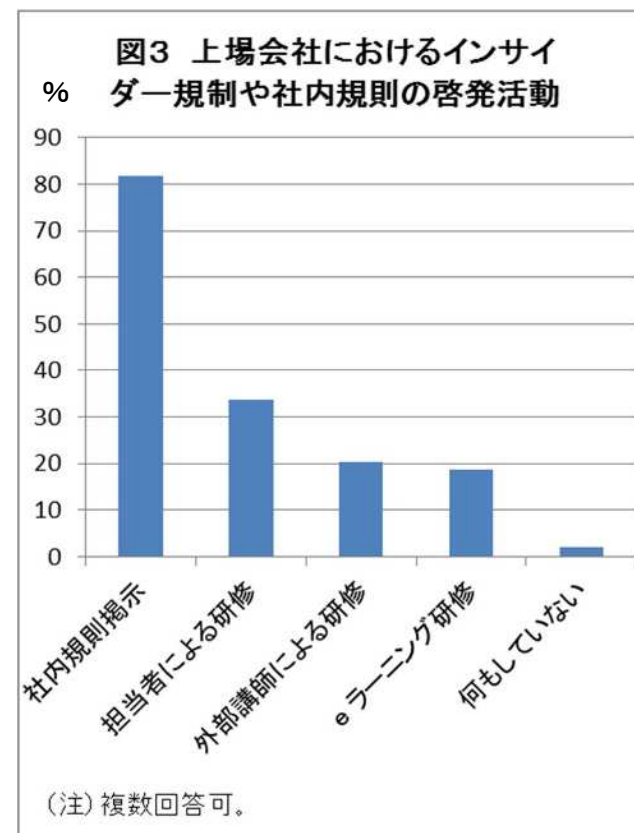
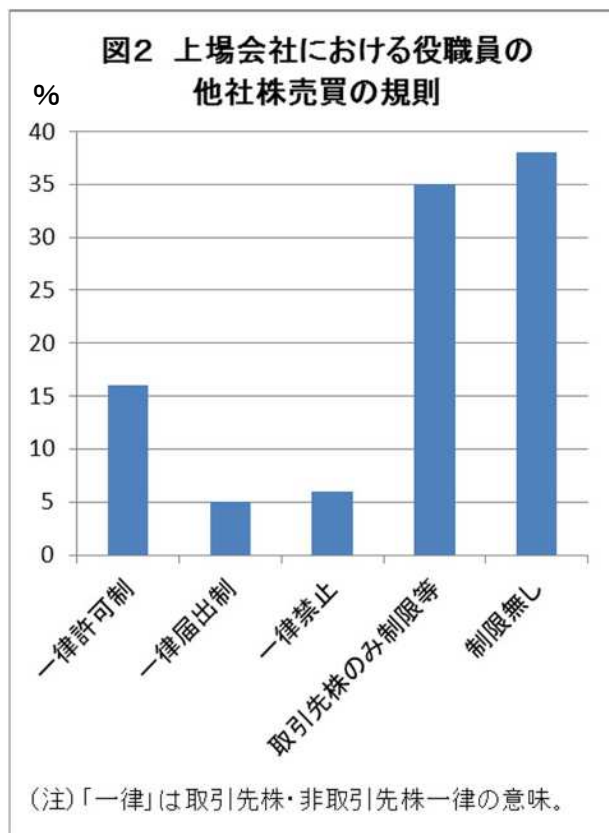
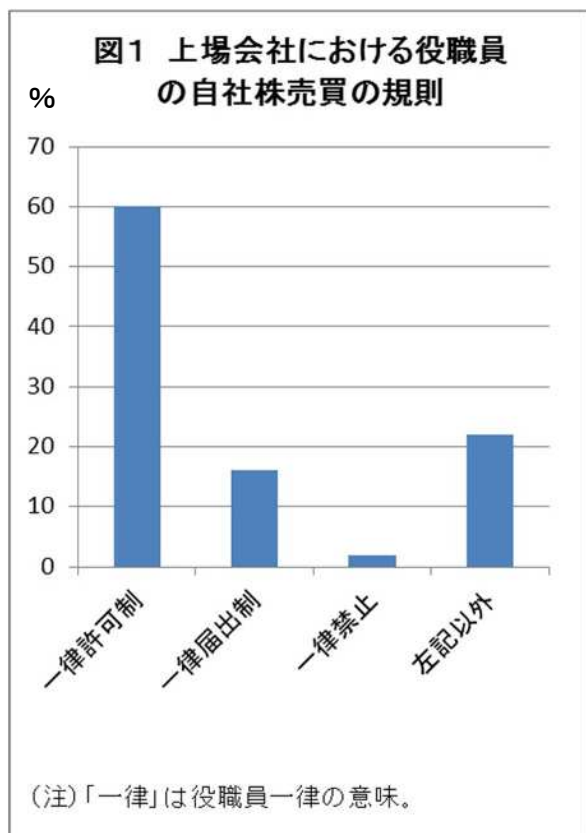
「インサイダー取引規制に関するQ & A」を改訂

インサイダー取引に係る社内規則・社内研修の実情

実情

- 規則につき、自社株について役職等に関係なく一律な対応をしている会社（図1）や、他社株について取引先・非取引先に関係なく一律な対応をしている会社（図2）も存在
- 研修の実施状況は各社でバラつきがあり、何もしていない会社も一部存在（図3）

社内規則
社内研修
再検討の余地有り



(出典) 日本取引所自主規制法人ほか「第4回全国上場会社インサイダー取引管理アンケート(2016年10月)」(上場会社約2000社回答)より
金融庁作成(数字は概数)

「インサイダー取引規制に関するQ&A」の改訂（令和元年7月）

◆ インサイダー取引に該当しない例を明記

例えば、研修の場で、規制の趣旨や「禁止されている取引」とともに「禁止されていない取引」をバランス良く説明することが有用

① 重要事実（※1）を知らない場合の株取引

（※1）新株発行の決定、決算の大幅修正等

② 重要事実の公表後の株取引

③ ETFや大半の投資信託（※2）の取引

（※2） J-R E I T、上場インフラファンド、
自社株投信等はインサイダー取引規制の対象

**社内での
周知・研修**

<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190729.html>

「インサイダー取引規制に関するQ&A」の改訂（令和元年7月）

◆ 社内規則見直しの際に有用な情報・視点を紹介

過剰とならないよう、例えば、取引ごとに以下のような検討が有用

① 自社株、取引先株

- 役員・管理職等と、一般の職員を区別し、後者は前者より緩やかな制限にする。
- 自社株取引禁止型の場合は、売買禁止期間を決算期等に限定するなどの対応。

② 非取引先株

- 非取引先株については、通常自社で重要事実を管理していないことから、特に制限しないなどの柔軟な対応。

③ ETFや大半の投資信託

- インサイダー取引の対象ではないことから、制限しない。

※ J-R E I T、上場インフラファンド、自社株投信等はインサイダー取引規制の対象



**社内規則
の再点検**

<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190729.html>